

第4章 都市の整備方針

全体構想は、柏原市全域の都市整備の方向性を示すものです。

ここでは、秩序ある計画的な土地利用、交流と連携による利便性・機能性の高い施設整備、都市機能の集積と利用による活力ある拠点形成、自然と歴史・文化を大切にする都市環境の形成、誰もが安心して安全に生活できる基礎的条件の整備を目指し、以下の5つの方針を示します。

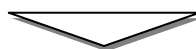
また、協働の力はこれら5つの方針の推進力として下支えするものとして位置づけ、都市の整備方針とは分けて記載します。

都市づくりのテーマ

市民が生きいきとし にぎわいにあふれているまち 柏原
～自然と歴史を活かした個性あるまちづくり～

都市づくりの基本目標

- 必要な都市機能がコンパクトにまとまった利便性が高い良好なまちづくり
- 快適な衛生環境の確保
- 利便性、安全性の高い交通基盤の整備及び誰もが快適に移動できる環境の充実
- うるおいと安らぎを与える景観や身近な緑の創出
- 市民主体のまちづくり



都市の整備方針

1. 土地利用の方針

2. 都市施設整備の方針

3. 自然環境保全・都市景観形成の方針

4. 市街地整備の方針

5. 安全・安心のまちづくり方針

協働の力で進めるまちづくり
(第6章に記載)

1. 土地利用の方針

(1)土地利用の配置方針

本市の土地利用上の課題としては、旧市街地における住工の混在と、ＪＲ柏原駅周辺における中心商業地にふさわしい土地利用への誘導及び山麓部の旧集落や計画的に開発された住宅地の良好な住環境を守ることがあげられます。

また、本市では幹線道路の整備が進んでいないため、幹線道路の整備を行うとともに、沿道における土地の高度利用も進める必要があります。

以下には、これら課題をふまえた本市における土地利用の配置方針を記します。

①専用住宅地

市街地を取り囲む山麓部から平地部にかけては「専用住宅地」を位置づけ、その住環境の保全及び育成を図ります。住環境の向上が望まれる部分については、その改善・整備等を誘導していきます。一部工業施設が混在する地区においては、可能なかぎり住工の分離を促していきます。

また、ぶどう畑の中に立派な木造民家が建ち並び、太平寺地区の伝統家屋と農空間のまちなみの保全・修景を推進します。

②複合住宅地

商業地や工業地の周辺にあって利便性を活かした複合的な土地利用が望まれる地区は、「複合住宅地」として位置づけ、適度な混在状況を維持し今後とも誘導していくものとします。

「複合住宅地」においては、住宅と商業・業務施設との共存を図るとともに、小規模な工業施設が混在する地区では、施設内緑地の推進や地域の実情に応じた環境整備により、それぞれの用途に相互に配慮した土地利用を誘導します。

一部空閑地が残る国分東条町の一部においては、適切な土地利用の誘導を目指します。

また、旧奈良街道、平野川（了意川）沿いの今町・古町・上市地区の商家の歴史的建物やリバーフロントのまちなみの保全・修景を推進します。

③商業地

河内国分駅及びＪＲ柏原駅周辺については「商業地」として位置づけ、今後とも商業・業務機能の集積を誘導し、本市の中心的な役割を果たしていきます。

また、近鉄法善寺駅周辺についても「商業地」として位置づけますが、

近隣商業的な日常の買物や交流空間を整備していくことを目指します。

④ 工業地

中小企業団地地区や国分東条町鉄工金属団地については、「工業地」として位置づけます。

⑤ 公共・公益施設用地

市役所周辺、サンヒル柏原及び大阪教育大学は、「公共・公益施設用地」の土地利用とします。



柏原市健康保養センター
「サンヒル柏原」周辺



柏原市老人福祉センター
「やすらぎの園」

■ 福祉施設位置図

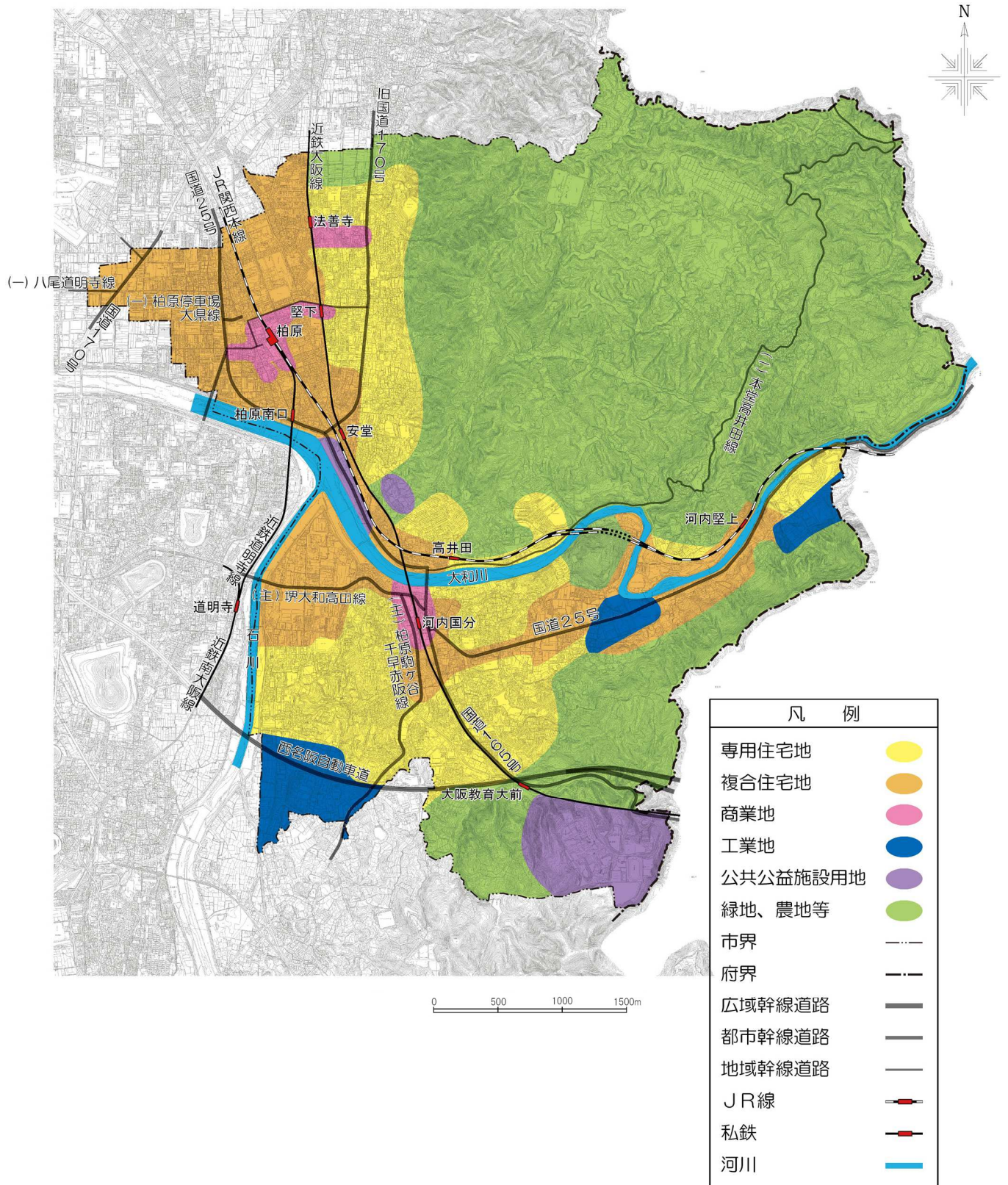


⑥ 緑地、農地等

市街地を取り囲む山地部分は、基本的に「緑地、農地等」としてその保全・育成を図り、周辺への影響を最小限に抑えつつレクリエーションを主とした利活用を目指します。

また、既存集落は、地区のコミュニティの維持や地域の活性化のための土地利用を誘導します。

■土地利用方針図



2. 都市施設整備の方針

(1)交通施設の整備方針

道路は将来の都市構造を支える上で重要な要素であるとともに、日常の市民生活を支える空間として、また水道やガス管等が埋設されている重要な施設であり、さらに道路空間は災害時での緊急車両の進入や防火帯としての役割も担っています。

本市における交通施設の配置は、鉄道がJR関西本線、近鉄大阪線が通っており、道路としては、西名阪自動車道、国道170号（大阪外環状線）等が広域幹線道路として通っていることから、広域交通網は比較的充実しています。

しかし、市内においては柏原地区で東西を結ぶ道路、国分地区で近鉄大阪線を挟んだ両側を結ぶ道路等の地域間交通網の整備が遅れています。

また、都市計画道路においては、社会経済情勢が大きく変化してきた中で、需要に応じた計画の見直しを検討する必要があります。

以下には、これら課題をふまえた交通施設の整備方針を記します。

① 広域幹線道路

広域圏とのアクセス道路となっている西名阪自動車道や国道170号（大阪外環状線）については、「広域幹線道路」として位置づけます。

② 幹線道路

大和川を挟んだ柏原と国分を結び市内の骨格道路となっている国道25号、165号及び府道堺大和高田線を「幹線道路」と位置づけます。これらの道路は大半が概成済みです。

また、現在事業認可済みである田辺旭ヶ丘線についても幹線道路として位置づけ、その整備の推進を図ります。

③ 補助幹線道路

上記道路以外の都市計画道路を「補助幹線道路」として位置づけます。

④ 都市計画道路

都市計画道路は、社会経済情勢を踏まえ、必要性や実現性について総合的に整理を行った上で定めた見直しの基本方針に基づき、見直しを進め真に必要な道路を整備します。

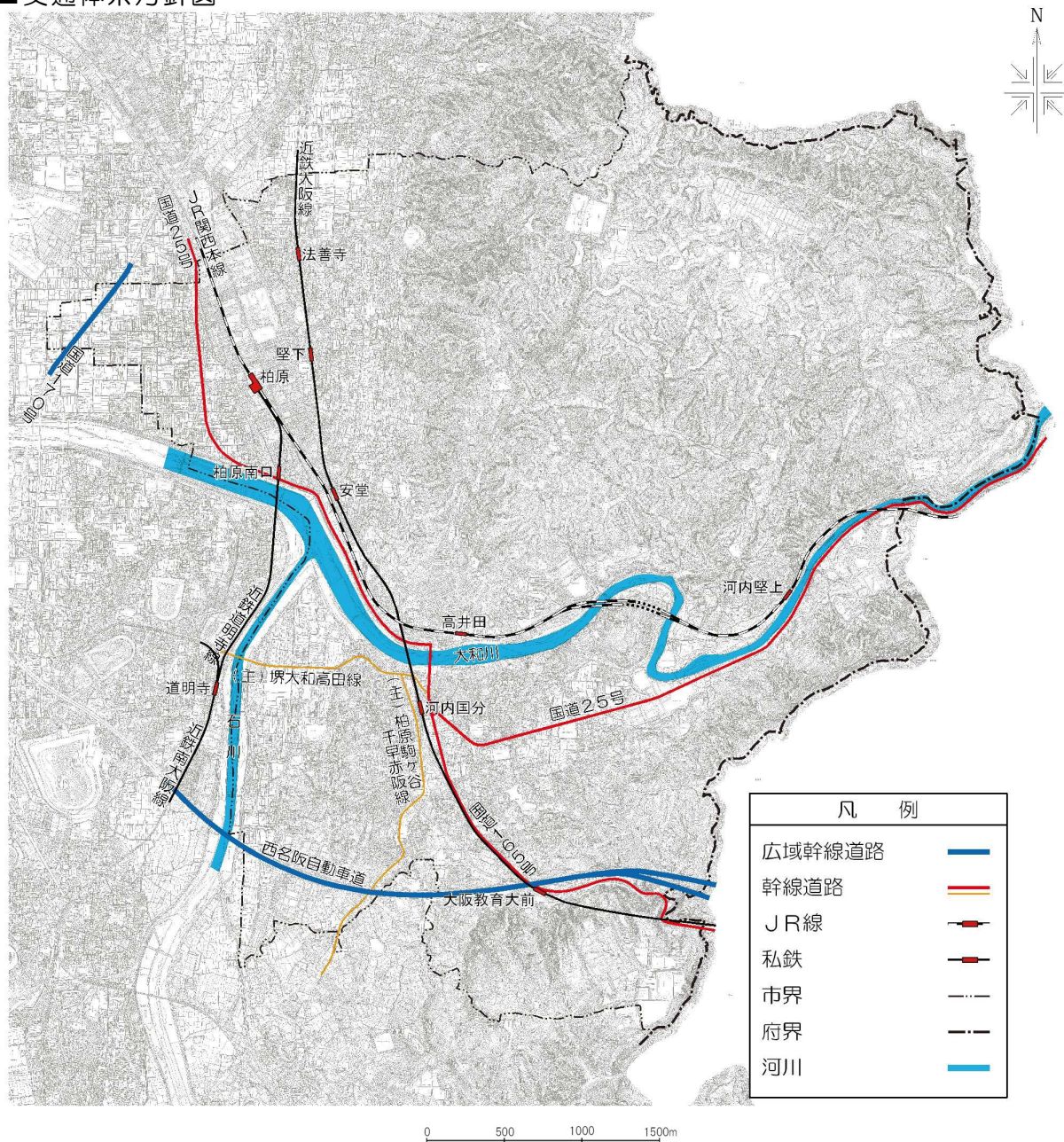
⑤ 市内循環バス等の維持・充実

高齢化の進行や地球温暖化防止の視点から、市内循環バスのダイヤ、路線などの充実を図り、快適で環境にやさしいバス等の利用環境向上に努めます。

⑥ 公共交通の利用促進

渋滞の著しい幹線道路の交通量を公共交通へ移す TDM 施策（交通需要マネジメント施策）を奈良県側と連携して推進します。

■ 交通体系方針図



(2)公園・緑地の整備方針

市街地における都市公園は少なく、市民一人当たりの公園面積については、都市公園法の基準値を満たしていない状況であり、また、市民の憩いの場としてだけでなく、防災の視点からも公園や緑地の整備が求められています。

以下には、これら課題をふまえるとともに、緑の基本計画に基づいた公園・緑地の整備方針を記します。

①小学校区、中学校区等の単位で整備する公園（住区基幹公園）の整備方針

既存の住区基幹公園においては、地域住民等との協働による適切な維持管理を進めます。新たな整備においては、市民の意向、自然緑地や地域のバランス等に配慮しながら計画的な公園の整備を行います。

また、市街地内で発生した空地については、可能な限り公園として活用することを検討します。

②市域全体を対象に整備する公園（都市基幹公園）の整備方針

玉手公園について、周囲の自然環境を保全しつつ、交流やふれあいの場として施設等の維持管理に努めます。

③歴史的な遺跡等を活用した特色ある公園・緑地の整備方針

玉手山や国分の歴史的な緑の多く位置する緑地について、主要な樹木について保全に努めます。また、史跡高井田横穴公園などは市民活動の場として利用促進に努めます。

歴史の丘については、歴史的なまちなみと調和した整備を推進します。

④広域圏を対象とする公園の整備方針

石川河川公園については、自然に身近にふれあえる環境整備に努めます。

⑤市街地内の緑地の整備方針

すでに開設している大和川河川敷と高井田丘陵部の緑地については、維持管理に努めます。

⑥その他の施設緑地の整備方針

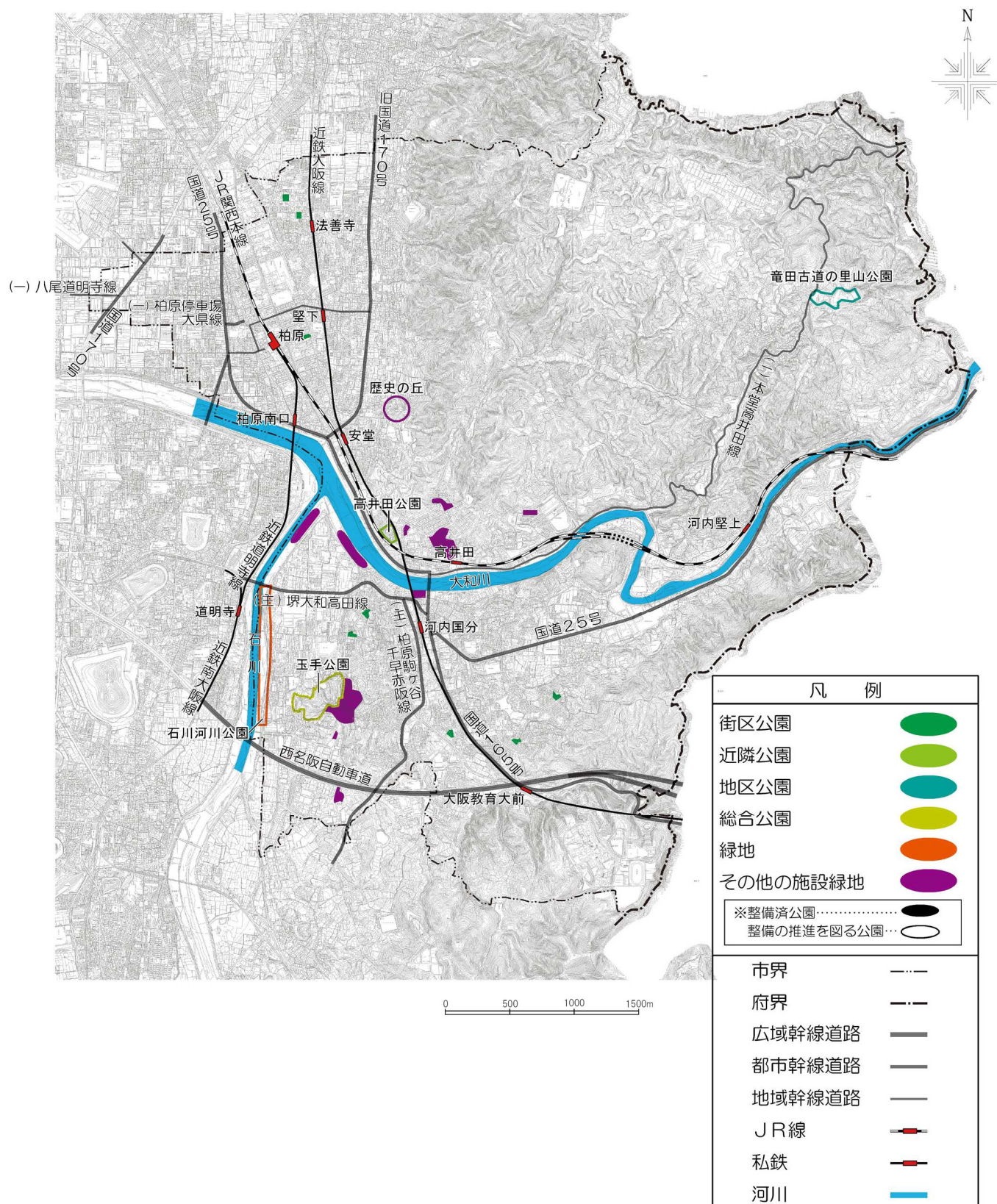
東山においては、周囲の自然環境に配慮しつつ、府民参加の森と青少年野外活動センターの整備を進めます。

大和川河川敷における公園整備及び維持管理においては、川沿いの市街地と一体となったうるおい空間の創出を図ります。

⑦ 里山の整備方針

竜田古道の里山公園や亀の瀬の地すべり地区など、身近にふれあえる里山は、自然とのふれあいの場、レクリエーション活動の場としての活用を図るため、市民協働による整備・維持管理に努めます。

■公園・緑地の整備方針図



(3) 下水道の整備方針

下水道は、公衆衛生や生活環境の維持・改善に大きく貢献するほか、台風や集中豪雨など大雨による浸水を防止するとともに、川や海の水質を保全するなど市民の生活や生命に深く結びついた大切な都市基盤施設です。

また、水質汚濁の発生源となっている各家庭における生活排水対策が課題となっており、公共下水道区域内における下水道の早期整備や、区域外における合併浄化槽の整備が求められています。

以下には、これら課題をふまえた下水道の整備方針を記します。

① 汚水管渠整備方針

本市は流域下水道^{*1}幹線の最上流に位置するため幹線の到達が最後になったことから、汚水整備事業の着手が他市に比べ遅く、昭和61年度となっております。

平成22年度末の汚水整備状況としまして、人口普及率で79.5%となっており、今後は平成23年度を初年度とする「公共下水道^{*2}整備第6次五箇年計画」に基づき整備を進め、平成27年度末の人口普及率85%の進捗を目標としております。

また、公共下水道の計画区域外と公共下水道の計画区域内であっても当分の間整備が見込まれない地域において、現在行っている個人設置型の浄化槽設置整備事業と併せて、公共下水道の計画区域外において、市町村設置型の浄化槽整備推進事業の実施に向けて取り組みます。

② 雨水管渠整備方針

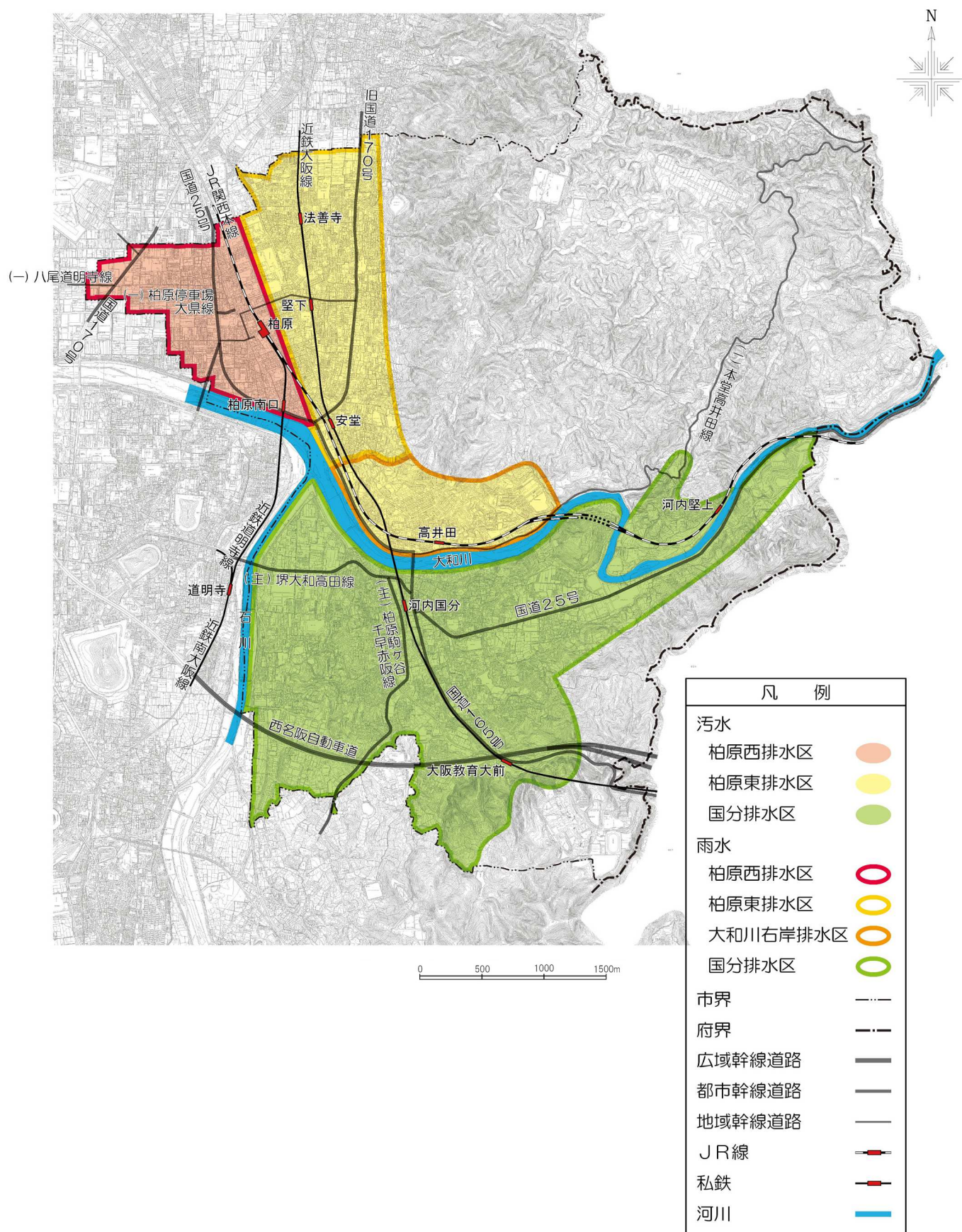
柏原地区を南北に流れる長瀬川から東側の柏原東排水区につきましては、主な管渠の整備は概ね完了し、浸水防除の効果があらわれているところです。また、長瀬川から西側の柏原西排水区は、雨水と汚水を同一の管渠へ流す合流地域であるため、今後の公共下水道第6次五箇年計画に基づき引き続き整備を進めます。

次に、大和川左岸の国分排水区は、既存ポンプ場の維持管理の充実を図るとともに、国分市場第2雨水ポンプ場建設事業の実施に向けて取り組みます。

* 1 流域下水道：複数の公共下水道の下水を受けて排除・処理するための下水道で、流域幹線と終末処理場を持ち、都道府県が管理する。

* 2 公共下水道：市町村が整備・管理する下水道。

■ 下水道の整備方針図



3. 自然環境保全・都市景観形成の方針

(1) 自然環境保全の方針

水辺に暮らす多様な生物を保全し、自然豊かな水辺空間が地域住民の憩いの場として利用されるよう整備します。

また、森林が有する多様な環境保全機能を維持し、豊かな自然の恵みを享受することができるよう、市民の森林保全意識を高めるとともに、無秩序な開発が行われないよう森林の保全に取り組みます。

① 良好な緑地の保全・育成を図る区域

(7) 施設系緑地の配置方針

市街地内に存在する玉手山古墳群と国分神社付近は、歴史的資源や緑地としても貴重な存在であることから、その歴史的環境を保全していくために施設系緑地として整備を図ります。

また、市街地内の公園の緑は都市環境の向上に大きく寄与することから、近隣公園規模以上を適宜配置していきます。

さらに、「石神社・春日神社・安福寺」等の樹林・樹木は、市民の身近な緑として重要であることからその保全策を検討していくものとします。

(4) 地域制緑地の方針

柏原地区の東部に位置する平尾山・東山地区・国分地区の東部の国定公園を含む丘陵地の山林を保全していきます。

丘陵地は、本市特産物の“ぶどう”が栽培されており、本市の特性を表現するものです。

生産緑地地区についても市街地内での貴重なオープンスペースとして保全に努めるものとします。

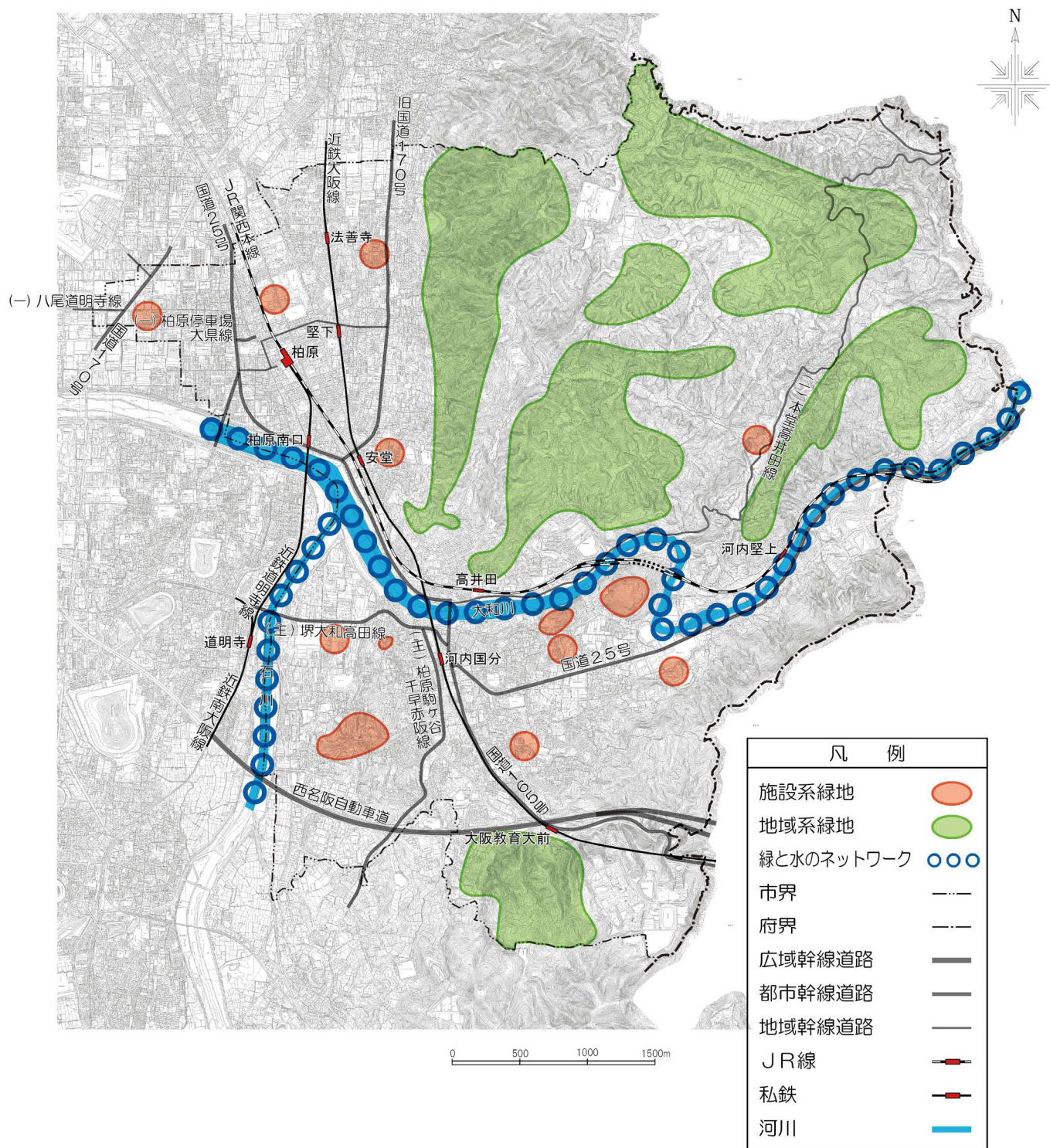
② 緑と水のネットワーク

市域を東西に流れる「大和川」と国分地域を南北に流れる「石川」を水と緑のネットワークの主軸として位置づけ、大和川と合流する原川や長瀬川及び恩智川、平野川を、それら主軸に至るネットワークの一環として位置づけます。

これら河川では水質の浄化に努めるとともに、河川沿いの緑化等により全市的にうるおいとやすらぎを与えられるようにします。

また、国道25号や旧国道170号（東高野街道）等においては街路樹等を充実することにより、大和川と連絡する緑の軸として位置づけ、柏原地区・国分地区全体に緑のネットワークの形成を図ります。

■自然環境保全方針図



(2)都市景観形成の方針

本市が有する豊かな自然環境を保全しながら、背景に広がるぶどう畑、市内各所にある社寺・史跡等と調和した良好な都市景観の形成に努めます。

また、社寺や史跡等周辺にたたずむ歴史的なまち並みを保全するだけでなく、地域の貴重な歴史資源として、地域住民との協働の下、有効活用に努めます。

また、景観に関する市の指針として、景観計画の策定についても検討していきます。

①一般市街地景観ゾーン

一般市街地では、地区計画等を活用し、人々がゆとりとうるおいを感じることのできる住宅地景観の形成を図るとともに、人々の集まる商業・業務地等においてはにぎやかで楽しい景観形成を目指します。

一方、工業地等では住宅都市としての本市のあり方に配慮した景観形成を誘導していきます。

また、旧奈良街道、平野川（了意川）沿いの商家のまちなみ、ぶどう畑が広がる伝統家屋と農空間のまちなみなど、市のシンボリックなまちなみの保全・修景を推進します。

②山沿い景観形成ゾーン

市街地から視野に入る山麓部は市街地景観の背景となっている緑の帯であり、連続的に連なることによって都市景観を立体的に形成するとともに、一体性と都市のアイデンティティを付与しています。

従って、これらの山麓部分は緑地として保全することで、その自然景観を維持していきます。

また、これらと一体となっているふもとの集落地等についても背後の緑景観との調和を考慮して、景観を大きく阻害しないように建築協定、地区計画等を活用し建築物等の立地を誘導していきます。

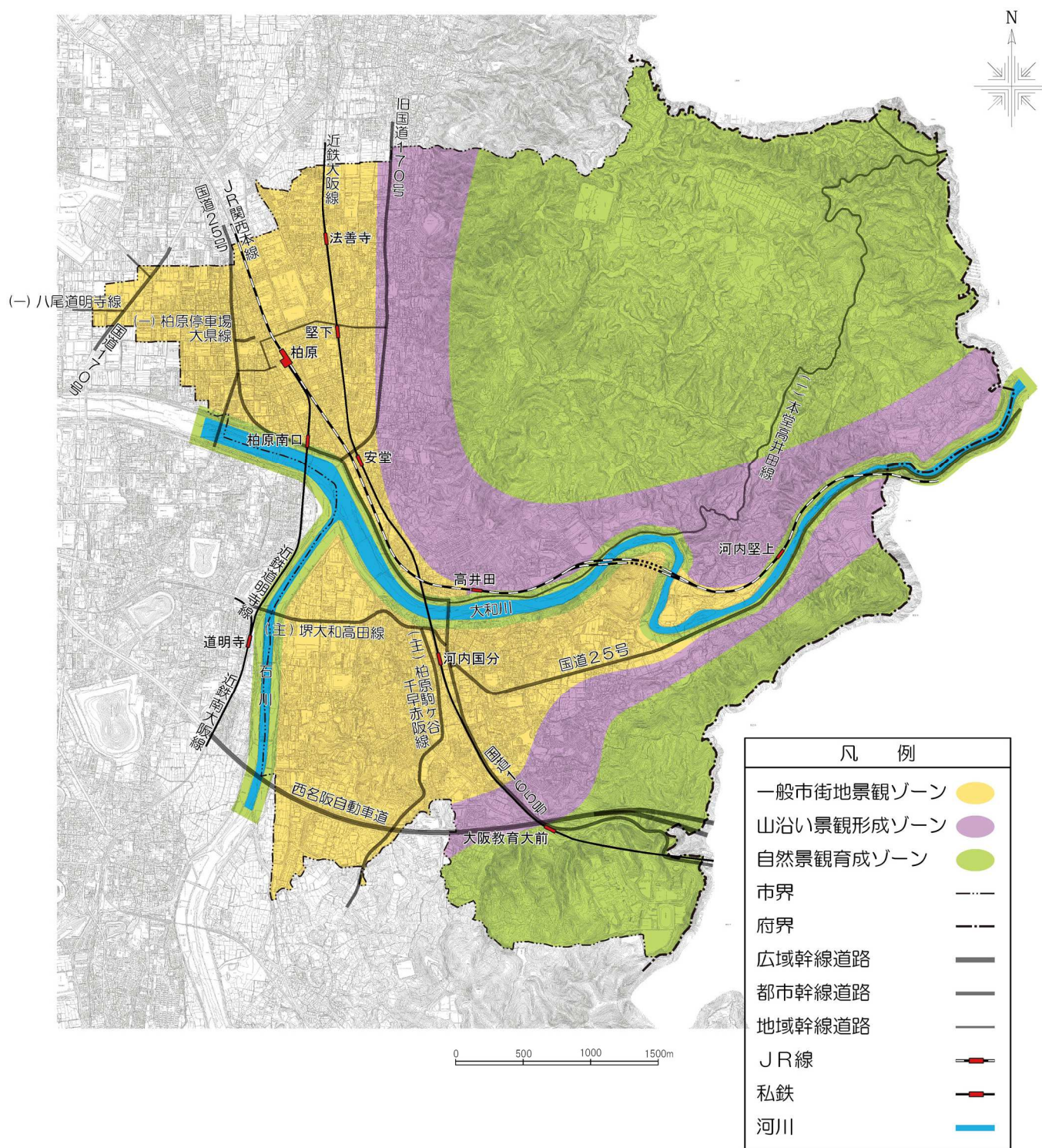
③自然景観育成ゾーン

市街地から眺望できない市東部の山間部においては、緑を保全するとともに、その利活用を進め、人々が緑とふれあえる豊かな自然景観を保全・育成していきます。

市南部の大阪教育大学が立地している部分については、立地以前から土砂取り場で緑が少なかったことから、大学内の緑空間の充実や周囲と調和した景観形成を誘導していくものとします。

また、大和川や石川等の主要な河川においては、その水辺景観の充実・育成に努め、周囲の緑景観と一体となった柏原市のイメージである「川の風景」づくりを目指します。

■都市景観形成方針図



4. 市街地整備の方針

(1)市街地の区分

市街地は、市街化が進行しつつある進行市街地及びすでに市街化している既成市街地に区分し、各区分ごとに市街地整備の方針を述べます。

進行市街地は、スプロール化が進む市街地周辺部に多く見られ、その他の市街化区域は既成市街地です。

(2)進行市街地の市街地整備の方針

進行市街地において、ある程度のまとまりのある農地等のうち、宅地化するものについては計画的整備を図るため、地区計画等の活用や、土地地区画整理事業等の市街地開発事業促進、幹線道路・公園など基幹的公共施設の整備に努めるものとします。

また、個々の開発が既成市街地と一体で良好な市街地を形成していくよう誘導します。

(3)既成市街地の市街地整備の方針

既成市街地のうち、JR 柏原駅周辺及び近鉄大阪線河内国分駅周辺は、共に市の玄関口であると位置づけており、JR 柏原駅周辺において、駅西側の市街地再開発事業が平成 20 年に完了し、柏原駅東地区については、地元住民の意向を踏まえながら、市街地再開発事業等の活用を検討するなど都市機能の高度化と近代化に努めます。

また、河内国分駅周辺においては、昭和 57 年に市街地再開発事業が完了し、中心市街地にふさわしい計画的な都市基盤整備が行われました。

老朽化した木質住宅が密集する地区では、耐震改修促進計画に基づき建物の建替誘導を進めるものとし、地場産業等の小規模な工場と住宅が混在した地区では、施設内緑地の推進や地域の実情に応じた環境整備により、それぞれの用途に相互に配慮した土地利用を誘導します。



5. 安全・安心のまちづくり方針

(1)都市防災の方針

①都市防災のための整備

公共施設では、不燃化を図り、緑地の確保に努めるとともに、耐震診断を実施し、耐震性に問題があれば、改修や修繕などの必要な措置を講じます。

市街地に隣接する緑地については、地域制緑地として位置づけ、斜面崩壊や土砂流出の防止を図ります。

②土砂防災のための規制が必要な地域

斜面崩壊や土砂の流出等を防ぐために宅地造成等の開発規制を行う区域は、砂防指定地、土砂災害（急傾斜地・土石流・地滑り）特別警戒区域、宅地造成等規制区域の範囲とします。

これらの区域では、開発規制を行うと共に防災に対する万全の策を講じるものとします。

③重要な河川の治水対策

防災上特に重要である大和川と石川の大河川については、周辺都市との連携のもとで、河川水害の軽減・防止を図るための総合的な治水対策を行います。

また、恩智川の治水対策として、法善寺 4 丁目に多目的遊水地の整備を推進します。

④避難所

地震や、風水害時の避難所となる施設では、避難所の開設が円滑に行えるように、その機能の維持に努めるものとし、状況に応じてその他公共施設等についても利用できるようにします。

⑤広域避難所

震災・火災時の避難所は、公園広場等のように相当の広さを有し、かつ周囲に防災樹の役目を果たす樹木等が存在することや、周囲に崩壊する恐れのある建物や崖がない場所であることが求められることから、これらの条件を満たす学校の運動場や大規模な公園を広域避難所と指定します。

避難所となる施設では、避難所の開設が円滑に行えるようにその機能の維持に努めます。

⑥市街地内における貯水槽の設置

市街地内において、災害時における迅速な対応のために、各所に貯水槽の設置を進めます。

⑦防災体制の強化

地域防災計画に基づき、住民による自主防災組織の育成、充実を図るとともに、行政と防災関係機関、自主防災組織との連携を強化し、地域防災力の向上を図ります。

ハザードマップや広報紙、パンフレットやホームページなどにより、市民の防災意識の高揚を図るとともに、応急手当、救命講習等を開催し、市民救護者の養成に努めます。

(2)人にやさしいまちづくりの方針

①安全性の確保に向けた道路整備

道路の両側又は片側に歩道が整備されている箇所は、全市的に見ると量的に少なく、歩道の広さや連続性が確保されていないなど質的な向上が必要な箇所が見られます。また、自転車と歩行者の共存により、歩行者の安全確保が保たれていないことも問題となってきています。

このため、通学路に指定されている路線や駅、バス停、日常生活上必要な施設が多く立地している地区、交通事故が比較的多い箇所、旅客施設を中心とした地区、高齢者・障害者などが利用する施設が集まった地区の整備に取り組みます。

②交通弱者などに優しい移動手段の確保方策の検討

高齢者の増加等と相まって、交通弱者のための交通機関を確保する必要性が高まっています。

このような状況を踏まえて、医療施設や福祉施設等を利用する高齢者等の交通弱者が、移動するための交通手段を確保する方策を検討します。

③人に優しいバリアフリーの推進

高齢者の増加等に対応した人に優しい都市空間づくりを目指し、市役所等の公共施設、医療・福祉施設や主要道路等において、ユニバーサルデザインの導入を図るとともに、既存施設のバリアフリー化を推進します。

また、観光施設や交流空間のバリアフリー化を図るとともに、観光宿泊施設等のバリアフリー化を促進します。

■都市防災方針図

